道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

改 正 案	《通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)
現	
行	(傍線の部分は改正部分)

(警察署長による公表)	であるときは別記様式第三の五のとおりとする。	附則 (略) 第二章の四~第九章 (略) 第二章の三 自動車等の運転者の遵守事項(第九条の四の二 第九条第一章~第二章の二 (略)	改正案
	であるときは別記様式第三の五のとおりとする。	附則 (略) 第二章の四~第九章 (略) 第二章の四~第九章 (略) 第二章の三 自動車等の運転者の遵守事項(第九条の四の二 第九条第一章~第二章の二 (略)	現

# ( 車両移動保管関係事務の委託 )

第七条の六の二 同項に規定する事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する 法第五十一条の三第 項の内閣府令で定める法人は、

(公示納付命令書の様式)

と警察署長が認める法人とする。

第七条の九 式第三の九のとおりとする。 令第十七条の五第一項の内閣府令で定める様式は、 別記様

身体の障害) (普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の

第九条の二の二 る障害とする。 |身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 別表に掲げ 令第二十六条第三号の内閣府令で定める身体の障害は

(初心運転者標識等の表示)

第九条の六 の六第一項及び第二項に規定する標識は、地上〇・四メートル以上一 ものとする。 ・二メートル以下の位置に前方又は後方から見やすいように表示する 法第七十一条の五第一項から第三項まで並びに第七十一条

(初心運転者標識等の様式)

第九条の七 (略)

2 法第七十一条の五第二項及び第三項の内閣府令で定める様式は、 記様式第五の二の二のとおりとする。 別

3 の二の三のとおりとする。 法第七十一条の六第一項の内閣府令で定める様式は、 別記様式第五

4 の二の四のとおりとする。 法第七十一条の六第二項の内閣府令で定める様式は、 別記様式第五

(聴覚障害の基準)

第九条の七の二 令第二十六条の四の二の内閣府令で定める基準は、

+

(公示納付命令書の様式)

第七条の九 令第十七条の六第一項の内閣府令で定める様式は、 式第三の九のとおりとする。 別記様

(初心運転者標識等の表示)

第九条の六 から見やすいように表示するものとする。 地上〇・四メートル以上一・二メートル以下の位置に前方又は後方 法第七十一条の五第一項から第三項までに規定する標識は

第九条の七 (略) (初心運転者標識等の様式)

2 法第七十一条の五第二項の内閣府令で定める様式は、 の二の二のとおりとする。 別記様式第五

3 の二の三のとおりとする。 法第七十一条の五第三項の内閣府令で定める様式は、 別記様式第五

第二十三条 聴力 科 メートルの距離で、 のとし、その合格基準は、 適性試験」という。)は、 (適性試験) 目 当該普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがない 更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路 警音器の音が聞こえるものではないが、法第九十一条の規 内において使用すべきこととする条件を付すことにより、 を後方から進行してくる自動車等を確認することができる 動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変 を運搬する構造の普通自動車に限定し、かつ、当該普通自 定により、 り補われた聴力を含む。)が一〇メートルの距離で、 と認められること。 こととなる後写鏡 (以下「特定後写鏡」という。)を車室 デシベルの警音器の音が聞こえるものであること。 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験(以下「 |以下「普通仮免許」という。) に係る適性試験にあつて 両耳の聴力 (第一種運転免許 (以下「第一種免許」 一に定めるもののほか、 両耳の聴力が<br />
一○メートルの距離で、<br />
九○デシベルの )及び仮免許に係る適性試験にあつては、補聴器によ 運転することができる自動車等の種類を専ら人 九十デシベルの警音器の音が聞こえることとする それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする 次の表の上欄に掲げる科目について行うも 合 (略) 略 格 普通免許及び普通自動車仮免許 基 準 とり 第二十三条 聴力 科 のとし、その合格基準は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする 適性試験」という。)は、 (適性試験) 目 器の音がきこえるものであること 仮免許に係る適性試験にあつては、補聴器により補われた聴 聴力 (第 力を含む。)が一〇メートルの距離で、 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験(以下「 種運転免許 (以下「第 次の表の上欄に掲げる科目について行うも 合 略 略 格 基 種免許」という。 準 九〇デシベルの警音 及び

わないものとする。 前項の規定にかかわらず、色彩識別能力の科目についての試験は、行2 次の各号のいずれかに該当する者に対し行う適性試験にあつては、

一・二 (略)

法第九十七条の二第一項第四号に該当するもの三、大型仮免許、中型仮免許又は普通仮免許を受けようとする者で、

(免許証の更新の申請等)

第二十九条 (略)

2~5 (略)

を使用すべきこととするものを除く。)が付されている者とする。より免許に身体の状態に応じた条件(眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡6 法第百一条第三項の内閣府令で定める者は、法第九十一条の規定に

(臨時適性検査)

第二十九条の三 (略)

「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。
車対応免許をいう。)」と、同表運動能力の項中「付す」とあるのは「普通免許及び普通自動車対応免許(法第七十一条の五第二項の普通自動・一で準用する。この場合において、第二十三条第一項の表聴力の項中「2 第二十三条の規定は、法第百二条第二項に規定する適性検査につい

(講習の委託)

の業務を行うために必要な数以上置かれている者に限るものとする。な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるものが当該講習安委員会規則で定める講習については、当該講習における指導に必要及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。ただし、国家公般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備における交通の安全に寄与することを目的とする―般社団法人又は一第三十八条の三 法第百八条の二第三項の内閣府令で定める者は、道路

わないものとする。 一句の規定にかかわらず、色彩識別能力の科目についての試験は、行2 次の各号のいずれかに該当する者に対し行う適性試験にあつては、

|・| (略)

四号に該当するもの許」という。)を受けようとする者で、法第九十七条の二第一項第三 大型仮免許、中型仮免許又は普通自動車仮免許(以下「普通仮免

(免許証の更新の申請等)

第二十九条 (略)

2~5 (略)

こととするものを除く。)が付されている者とする。 より免許に身体の状態に応じた条件(眼鏡等又は補聴器を使用すべき6 法第百一条第三項の内閣府令で定める者は、法第九十一条の規定に

(臨時適性検査)

第二十九条の三 (略)

のとする。中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるも中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるもて準用する。この場合において、第二十三条第一項の表運動能力の項2 第二十三条の規定は、法第百二条第二項に規定する適性検査につい

(講習の委託)

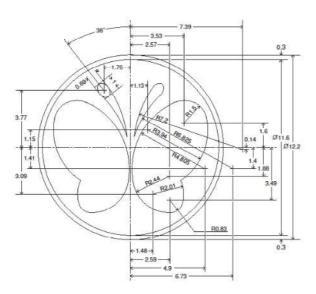
員会規則で定めるものが当該講習の業務を行うために必要な数以上置し、当該講習における指導に必要な能力を有する者として国家公安委の七第二項において「公益法人」という。)その他の者で、講習を行法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した法人(第三十八条法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した法人(第三十八条第三十八条の三 法第百八条の二第三項の内閣府令で定める者は、道路

## (交通情報の提供)

## 第三十八条の七 (略)

2 規定する交通情報の提供に係る事務を行うのに必要かつ適切な組織、 ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、同条第一項に る情報を提供することにより道路における交通の安全と円滑に寄与す 設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。 法第百九条の二第二項の内閣府令で定める者は、 道路の交通に関す

# 別記様式第五の二の三 (第九条の七関係)



- 緑の色彩は白色、マークの色彩は黄色、地の部分の色彩は緑色とする
  - 地の部分には反射材料を用いるものとする。
  - 図示の長さの単位は、センチメートルとする

## かれている者に限るものとする。

### 第三十八条の七 (交通情報の提供) (略)

2

と公安委員会が認めるものとする。 供に係る事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する ることを目的とする公益法人で、同条第一項に規定する交通情報の提 る情報を提供することにより道路における交通の安全と円滑に寄与す 法第百九条の二第二項の内閣府令で定める者は、 道路の交通に関

別記様式第五の二の四 (第九条の七関係) 略)

別表第二 (第十九条関係)

別表第二 (第十九条関係)

別記様式第五の二の三 ( 第九条の七関係

略

	写問定後	補 聴 器		略語
(鮥)	を車室内において使用すること。専ら人を運搬する構造の普通自動車を運転中は、特定後写鏡	以上に補う補聴器を使用すること。聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項第一号に定める基準	(略)	意味
		補 聴 器		略語
(略)		補う補聴器を使用すること。聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項に定める基準以上に	(略)	意味